

運輸支局、登録事務所での手続の手順

排気量251cc以上のバイク（二輪の小型自動車）

事前準備

運輸支局内の売店で必要書類を購入します。
登録申請書（1号様式）30円くらい
手数料納付書（無料、窓口でもらえます）
自動車税申告書（無料、窓口でもらえます）

標板交付所（ナンバープレート返納）

ステップ1

- ・神戸から大阪、なにわから和泉など管轄が変更になる場合
- ・同じ管轄での変更でナンバーも変更したい場合

ドライバーなど工具を使いナンバープレートを取り外し、標板交付所に返納します。このときに手数料納付書に返納確認のスタンプを押してもらいます。同じ管轄でナンバーも変更しない場合は必要はありません。

検査標章（車検のステッカー）は剥がしておいてください。
あとで新しいナンバープレートに貼り付けますので。

登録窓口（書類の作成、申請、交付）

ステップ2

申請書類を作成します。書類記入台に書き方の見本がありますので参考にしてください。
不明な点は相談窓口でも教えてもらえます。
作成した書類をそろえて、登録窓口に着てあるクリアファイルに入れて提出します。
書類に不足や記入漏れなどがあると名前を呼ばれますので、窓口の担当職員の指示に従ってください。書類に不備がなければ、交付窓口で名前を呼ばれますので、そこで新しい車検証を受け取ります。

ステップ3	標板交付所（新しいナンバープレート受け取り）ナンバープレート変更の場合のみ
	標板交付所にて新しいナンバープレートを購入してください。 価格は大阪府・京都府・兵庫県は520円、奈良県・滋賀県・和歌山県は570円 ドライバーなどの工具でナンバープレートを取り付けます。 剥がしておいた検査標章（車検のステッカー）を貼り付けます。
これで手続きは完了です。おつかれさまでした。	
このあと、自賠責保険や任意保険の変更手続き、ETCの再セットアップの手続きもお忘れなく。 ETCセットアップについて http://www.go-etc.jp/guide/guide04.html	